破産手続終結及び免責許可決定

平成２０年（フ）第１０８３号
群馬県太田市龍舞町5139番地　アネックスティエラ203号、破産手続開始時の住所群馬県太田市龍舞町5923番地
破産者　倉持　　操
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第１２８４号
埼玉県加須市大字平永464番地１
破産者　石崎　　栄
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２７９号
愛知県一宮市浅野字内浦７－１ノーヴァ内浦Ｂ３、開始決定時の住所愛知県一宮市西大海道字中山93番地６
破産者　細川化成こと　細川　和良
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第１５１号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町11番34号
破産者　川畑　隆博
1　決定年月日　平成21年９月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２０年（フ）第３０１号
神奈川県横須賀市池田町５丁目10番30号　サンハイム光Ａ―101
破産者　小林　　優
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第４８８号
愛知県一宮市大和町北高井1485番地
破産者　鈴木　英樹
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２０年（フ）第２３０号
佐賀県鹿島市大字高津原4234番地９
破産者　めぐみスポーツこと　徳本　敏子
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２０年（フ）第７３７号
長崎県長崎市立山３丁目９番61―704号、開始決定時の住所長崎県長崎市弥生町19番18―701号
破産者　成冨　保弘
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０９５号
鹿児島県日置市東市来町長里158番地
破産者　野元　悦郎
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第１１２５号
鹿児島県鹿児島市東佐多町631番地５
破産者　大石　　修
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２０年（フ）第１９８号
沖縄県那覇市曙３丁目18番10号
破産者　宮里　盛常
1　決定年月日　平成21年９月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５８号
山形県西村山郡大江町大字左沢980番地の７
破産者　齋藤ひさゑ
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２号
山形県西村山郡河北町谷地所岡２丁目13番地の11
破産者　齋藤　敏一
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１４９号
金沢市松村７丁目61番地２　金花方、住民票上の住所石川県輪島市門前町百成ロの３番地
破産者　亀　　幸伸
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３３７１号
名古屋市名東区高針原２丁目1807番地　金城園南館202号、開始決定時の住所名古屋市名東区高針原２丁目1909番地の３
破産者　領家　　勉
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３７１３号
愛知県瀬戸市北脇町130番地
破産者　髙橋　順子
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３７４５号
愛知県清須市西枇杷島町旭２丁目39番地１ネオハイツ旭３Ｂ
破産者　宮地　哲也
1　決定年月日　平成21年９月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部